

桐生管工事協同組合 入会規定

1. 目的

当規定は、本組合に加入を申し込む事業者並びに加入手続きについて必要な事項を定め、もって組合の適正な運営を図ることを目的とする。

2. 義務

組合員は、桐生市の水道事業の円滑な運営を支えるものとして、組合が定める維持修繕事業に積極的に参加するものとする。

2 組合員は、責任ある事業者として、技術の向上、並びにビジネスマナーの向上を目的とした講習会、研修会に出席を要する。

3. 加入申し込み

加入申し込みをできる事業者は、桐生市内に本店または営業所において、桐生市指定上下水道工事業を行う小規模事業者とする。

2 加入申込事業者は、組合が定める加入申込書に必要な事項を記載し、本組合の理事 2 名以上の推薦を必要とする。

4. 加入の承認

本組合は、加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

2 理事会は、加入の諾否を判断するうえで必要と認めるときは、加入申込者に対して必要な書類の提出を求めることができる。加入申込者は、書類の提出を拒むことはできない。

3 本組合は、文書で加入の諾否を加入申込者に送付する。なお、諾否の通知が 30 日以内になされない場合は、承認されたものとみなす。

5. 出資の払い込み

理事会で加入の承認を受けた加入申込者は、指定された日までに、出資金及び加入手数料を一時に全額を納付しなければならない。

2 出資額は13口、650,000円とする。ただし、特別な事情がある場合は、これを減額することができる。

3 加入手数料は、加入申込者が加入する年度の前年度末の正味資産につき、その出資口数に応じて算定し、加入申込者が払い込む口数を乗じた金額の半額とする。ただし、特別な事情がある場合は、これを減額することができる。

6. 出資金の減額及び譲渡

組合員の出資金は、組合の承認を得た場合に限り、譲渡または減額できるものとする。

2 出資金を譲り受ける者は、本組合の組合員、または理事会で加入を承認された者に限るものとする。

3 組合員たる地位を失う者がその持分を譲渡する場合、譲受人は事前に組合員としての資格を取得し、かつ、出資金を全額払い込んでいることを要する。

4 出資金の譲渡・減額に際しては、理事会の承認を必要とし、書面にてその旨を記録しなければならない。また、組合が定める所定の様式に従い、譲渡人・譲受人双方の同意を証明するものとする。

7. その他

第5条 本規定に定めのない事項については、その都度理事会で決する。

2 本規定の改正は、理事会の決議を経て、総会の承認を得るものとする。